№1790
2013年1月24日
ＪＲ東海労働組合

ＪＲ東海労ニュース

報復処分撤回裁判勝利！「減給処分」は無効だ！

１月23日、報復処分撤回裁判で東京地方裁判所は、原告（東京第二運輸所分会斉藤書記長）に対する減給処分は無効という判決を言い渡しました。これは画期的な勝利判決です。

新幹線地本は、報復処分撤回裁判勝利報告集会を開催し、この間の闘いについて勝利した意義を全体で確認しました。法廷及び集会には約100名の組合員・ＯＢが結集し、今後予想される会社の控訴に対し、断固闘うことを意思統一しました。

本部は会社に対し24日、斉藤書記長への処分を直ちに撤回し謝罪することと、控訴を行わないことを『申第27号』で申し入れました。

会社は判決に従って処分を撤回せよ！